

# 受 付 票

令和6年 (ワ) 第 55063 号

(七)  
(何)  
(ヨ)  
(五)  
(三)  
(一)

東京地方裁判所民事第 20 部 担当

受付年月日 令和6年 10月 30日

## ご注意

- 1 裁判所への来庁，連絡等の際には必ず事件番号をお知らせください。
- 2 この事件についてのお問合せは，直接担当部へお願いします。  
各部のダイヤルイン番号は，下記のとおりです。

### 民事部ダイヤルイン電話番号一覧

第8部 (03) 5721-3188	第29部 (03) 5721-3135
(弁論・保全) (03) 5721-3133	
(03) 5721-3189	第40部 (03) 5721-3199
(03) 5721-3190	第46部 (03) 5721-3134
	第47部 (03) 5721-3196

東京地方裁判所民事事件第二係



令和6年（フ）第7200号 破産手続申立事件

## 即時抗告申立書

令和6年10月29日

東京高等裁判所 御中

即時抗告申立人

大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

船井電機ホールディングス株式会社

代表取締役 古寺誠一朗

電話番号 090-2313-1737



上記船井電機株式会社の令和6年（フ）第7200号破産手続申立事件について、東京地方裁判所が令和6年10月24日に下した債務者船井電機株式会社の破産手続開始決定に対し、即時抗告の申立をする。

### （抗告の趣旨）

原決定を取り消す。

との決定を求める。

### （抗告の理由）

1 支払い不能ではない。

債務者船井電機株式会社は支払い不能ではない。



債務者船井電機株式会社の100パーセント株主は、船井電機・ホールディングス株式会社であり、現在、この100パーセント株主が金50億円の資金を用意しており、支払い不能ではない。このことは、準自己破産申立人も承知しており、船井電機株式会社の新経営陣の登記の準備を行っていたところである。

2 債務超過ではない。

債務者船井電機株式会社は、資産が約100億円の資産超過であり、債務超過ではない。

3 よって、債務者船井電機株式会社には、破産開始の要件がない。

4 準自己破産申立人は、新経営陣から債務者船井電機株式会社や船井電機のグループ会社からの不正な資金の流出の責任追及をすとの告知を受け、これをうやむやにするために準自己破産の暴挙に出たものであり、破産申立の不当な目的が存する。

5 よって、破産開始決定の取り消しを求める。

以上





令和6年（フ）第7200号 破産手続申立事件

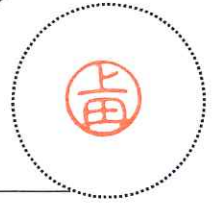
令和6年10月29日

上 申 書

東京高等裁判所 御中



前代表取締役 上田智一



私は、船井電機・ホールディングス株式会社（以下「本件会社」という。）の前代表取締役であります。

私は、令和6年9月27日付けで本件会社の取締役を辞任し、それに伴い代表取締役も退任いたしました。

私の後任として、令和6年9月27日付の本件会社における臨時株主総会において古寺誠一郎氏が取締役に選任されており、現在は古寺誠一郎氏が代表取締役として権限を有しております。

私の退任および古寺誠一郎氏の代表取締役就任の登記は別紙資料②の通り令和6年10月11日付けで申請しており、同年10月16日に完了しておりますが（別紙③）、当該登記申請の後に別件の登記申請がなされているため、現在登記事項証明書を取得できない状況にあります。

上記の通り、登記事項証明書は提出できないものの、私が代表取締役を退任し、現在は古寺誠一郎氏が代表取締役に間違いありませんので、ここに上申いたします。

以上

添付書類

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 1. 別紙① 登記事項証明書（2024年10月11日付） | 1通（15枚） |
| 2. 別紙② 受付のお知らせ               | 1通（2枚）  |
| 3. 別紙③ 登記完了のお知らせ             | 1通（1枚）  |